

「ざ・カードローン(口座ありタイプ)」カードローン契約規定(当座貸越契約)

私は、アイフル株式会社(以下「保証会社」という)の保証に基づき、株式会社福邦銀行(以下「銀行」という)とのカードローン取引(以下「本取引」という)において下記に定める各条項を契約内容とすることに同意し、債務を履行します。

第1条(契約の成立) 1. カードローン契約(以下「本契約」という)は、私からの申込を銀行が審査のうえ、承諾したときに成立するものとします。 2. 本取引による個別の借入契約は、銀行からの金銭の交付の都度、個別に成立するものとします。

第2条(取引方法) 1. 本取引は、本契約に基づき開設される口座を使用する当座貸越取引とし、当該口座は銀行本支店の内何れか1か所のみで口座開設されるものとします。 2. 銀行は、本取引に使用するためのカードローンカード(以下「ローンカード」という)及びカードローン通帳(当座貸越取引明細帳)(以下「通帳」という)又は、「ローンカード」及び「カードローン明細票」(以下「明細票」という)を発行するものとします。ローンカード発行にあたっては銀行の定める手数料を支払います。 3. 私は、別に定める場合を除き、ローンカードを使用して現金自動支払機又は現金自動預入支払機等から出金する方法により本取引を行うことができますものとします。 4. ローンカード、現金自動支払機及び現金自動預入支払機の取扱いについては、別に定める「ローンカード規定」によります。 5. 本取引の返済用口座は、私が指定した名義者の預金口座(以下「指定口座」という)とします。

第3条(取引期間) 1. 私が本取引を行うことができる期間(以下「カード取引期間」という)は、契約成立日から表記期間後の応当日の属する月の表記約定返済日(休日の場合はその翌営業日)又は契約成立日から表記期間後の応当日の属する月の月末の何れかとし、銀行が定めるものとします。但し、カード取引期間満了日までに銀行が私にカード取引期間を延長しない旨を通知しなかった場合には、カード取引期間は更に同期間延長されるものとします。 2. 第1項にかかわらず、私がカード取引期間満了日までに満71歳になった場合は、カード取引期間の延長は行わず、私は契約期限満了日に貸越元利金を返済するものとします。 3. カード取引期間満了日までに銀行が私にカード取引期間を延長しない旨を通知した場合は、次の通りとします。(1)私は、カード取引期間満了日の翌日以降、ローンカードを使用した当座貸越を利用できないものとします。(2)貸越元利金は本契約の各条項に従い返済し、貸越元利金が完済された日に本契約は当然に解約されるものとします。(3)カード取引期間満了日に貸越元利金がない場合は、カード取引期間満了日の翌日に本契約は当然に解約されるものとします。 4. カード取引期間満了日に過去3年間カードローン機能の利用なき場合、銀行は私に事前にカードローン契約解約の旨の通知を行い、私から特段の申し出がない場合、カード取引期間満了日の翌日にカードローン契約を解約できるものとします。

第4条(貸越限度額) 1. 本取引の貸越限度額は、銀行及び保証会社の審査の上決定されるものとし、銀行が表記貸越程度欄に記入する貸越限度額に従います。 2. 銀行がやむを得ないものと認めて、極度額を超えて私に当座貸越を行った場合も、本契約の各条項が適用されるものとし、私は、銀行から請求があったときには当該極度額を超過した金額を直ちに返済するものとします。

第5条(貸越限度額の増額、減額、及び貸越の中止) 1. 銀行は第4条にかかわらず、本契約の貸越極度額を変更できるものとします。この場合、銀行は新しい極度額及び変更日より同日を境にも得るものとします。 2. 銀行が前項の通知を発送した日以降、当座貸越借入金残高が増額前の極度額を超えた場合は、前項の通知の到着の有無にかかわらず、極度額の増額を承認したものとします。 3. 前2項の規定にかかわらず、本契約にのっている期間満了前においても、金融情勢の変化、債権の保全その他相応の事由があるときには、極度額を減額し、あるいは貸越を中止せよと私は異議を述べないものとします。

第6条(利息、損害金) 1. 貸越金の利息は、毎月銀行所定の日に表記所定の利率によって計算の上、貸越元金に組入れるものとします。利息の計算は毎日の貸越最終残高の合計額×利率÷365日の算式により行われます。 2. 銀行は、金融情勢の変化その他相応の事由がある場合には、利率・損害率等を一般に行われる程度のものに変更できるものとします。この変更内容の通知方法は銀行の店頭に掲示するなど、銀行所定の方法によるものとします。 3. 私が銀行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、表記損害金率(年365日の日割計算)とします。

第7条(約定返済) 1. 私は、毎月約定返済日(休日の場合は翌営業日)に約定返済日前日の当座貸越借入金残高に応じた下記約定返済額を支払うものとします。

約定日前日の借入金残高	約定返済額	約定日前日の借入金残高	約定返済額
10万円以下	2,000円	150万円超 200万円以下	40,000円
10万円超 30万円以下	5,000円	200万円超 250万円以下	50,000円
30万円超 50万円以下	10,000円	250万円超 300万円以下	60,000円
50万円超 100万円以下	20,000円	300万円超 400万円以下	70,000円
100万円超 150万円以下	30,000円	400万円超 500万円以下	80,000円

2. 私は、前項にかかわらず、返済日前日における当座貸越残高が前項に定める返済金額に満たない場合、返済日前日における当座貸越残高の金額を返済します。

第8条(約定返済金等の自動引落し) 1. 前条による約定返済は自動引落しによるものとします。私は、毎月返済日までに指定口座に返済金相当額以上の金額を預入されるものとし、銀行は返済日に私の普通預金通帳(総合口座通帳を含む)及び同払戻請求書にて自動引落しの上、返済にあてるものとします。 2. 銀行は、万一、私の前項の預入が遅延した場合には、当該遅延後についても前項と同様の取扱ができるものとします。

第9条(前項返済) 1. 私は、第7条の規定にかかわらず、随時に任意の金額を返済することができるものとします。 2. 随時の返済は前条の自動引落としによらず、別に定める場合を除き、私が直接銀行の店頭において申出するか現金自動預入支払機を使用する方法により行うものとします。

第10条(償費用の引落し) 私は、本取引に関して私が負担すべき費用が銀行所定の日に指定口座から自動引落されることに予め同意します。

第11条(即時支払) 1. 私は、私について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行から通知、催告等がなくとも貸越元利金全額の弁済期が到来するものとし、直ちに貸越元利金を一括返済します。尚、この場合、私は、銀行からの通知・催告なしに直ちに本契約を解約されたとしても異議はないものとします。(1)第7条に定める返済を遅延し、次の返済日に至るも返済しなかったとき (2)支払の停止、破産、民事再生その他裁判上の倒産手続きの申立てがあったとき (3)債務の整理・調整に関する申立てがあったとき (4)手形交換所または債権債権記録機関の取引停止処分を受けたとき (5)私の預金その他の銀行に対する債権について仮差押、保全差押又は差押の命令、通知が発送されたとき (6)住所変更の届出を怠るなどにより、銀行において私の所在が不明となったとき (7)保証会社の保証の取消があったとき 2. 私は、私について次の各号の事由が一つでも生じた場合、銀行から請求があり次第貸越元利金全額の弁済期が到来するものとし、直ちに貸越元利金を一括返済します。(1)私が銀行に対する債務の一部でも期限内に返済しなかったとき (2)私が銀行との取引約定の一つでも違反したとき (3)本契約に関し私が銀行に虚偽の資料提出または報告したとき (4)前各号のほか銀行または保証会社において債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

第12条(解約・貸越の中止) 1. 銀行は、私において前条各号若しくは、第20条第1項、第2項各号の事由があるとき若しくは、私の信用状態の悪化を理由として保証会社から銀行に対して申し入れがあったとき、いつでも本契約に基づき(貸越を中止し又は本契約を解約することができるものとします。また、私について、相続の開始があったときは、銀行はいつでも貸越を中止できるものとします。 2. 私は、いつでも本契約を解約できるものとします。この場合、私は銀行所定の書面により銀行に通知します。 3. 私は、前2項により本契約を解約した場合には、直ちに貸越元利金を返済します。

第13条(銀行からの相殺) 1. 銀行は、私が本契約に基づき銀行に負担する債務を返済しなければならぬ場合には、その債務と私の預金その他の債権とを、その債務の履行期間にかかわらずいつでも相殺することができま。 2. 銀行は、前項の相殺ができる場合には、私に対する事前の通知を省略し、私に代って相殺予告金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することができます。 3. 前2項により相殺する場合、債権債務の利息、損害金等の計算期間は、相殺実行の日までとし、その利率、利率は銀行の定めによるものとします。

第14条(申込者からの相殺) 1. 私は、弁済期にある私の預金その他の債権と本契約による私の債務とを、対等額で相殺することができます。 2. 私は、前項に代り相殺する場合、書面でも通知するものとし、当該書面には私が銀行に届出た印鑑を押印して提出するものとします。 3. 前2項により相殺する場合、債権債務の利息、損害金等の計算期間は相殺通知到達の日までとし、その利率、利率は銀行の定めによるものとします。

第15条(充当の指定) 1. 銀行から相殺をする場合に、私において本取引による債務の他に、銀行との取引上の他の債務があるときは、銀行は債権保全上等の事由により、この債務との相殺に充当するかを指定することができます。私は、その指定に対して異議を述べないものとします。 2. 私から返済又は相殺をする場合に、私において本取引の他に銀行との取引上の他の債務があるときは、私は、私の他の債務の返済又は相殺に充当するかを指定することができます。尚、私がどの債務の返済又は相殺に充当するかを指定しなかったときは、銀行が指定することができます。私は、その指定に対して異議を述べないものとします。 3. 銀行は、前項の私の指定により、銀行の債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、異議を述べ、前項に関わらず、担保・保証の状況等を考慮して、この債務の返済又は相殺に充当するかを指定することができるものとします。 4. 銀行は、第2項の尚書又は前項によって指定する私の債務について、その期限が到来したとしてもして、相殺することができるものとします。

第16条(危険負担、免責条項等) 1. 私は、私が銀行に差入れた証券等が、事変・災害等やむを得ない事情によって紛失、滅失または損傷した場合には、銀行の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を返済します。尚、私は、銀行から請求があれば直ちに代わりの証券等を差入れます。 2. 銀行は、本取引にかかわる諸届その他の書類に使用された印影(又は暗証番号)をこの契約書に押印した印影又は返済用預金口座の届出印鑑(又は暗証番号)と相当の注意をもって照合し、相違ないことを認取ったときは、それらの書類につき、偽造・変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害について責任を負わないものとします。 3. 銀行の私に対する権利の行使、保全に要した費用は、私の負担とします。

第17条(届出事項の変更等) 1. 私は、氏名、住所、印章、電話番号、職業、その他届出事項に変更があったときは、直ちに書面により銀行に届出します。尚、私は、銀行が当該変更事項を保証会社に通知することを予め異議なく承諾するものとします。 2. 私は、前項の通知を怠り、銀行からの通知又は送付書類等が延着又は不到達となっても、銀行が通常到達すべき時に到着したものとみなすことに異議はないものとします。但し、やむを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。

第18条(成年後見人等の届出) 1. 私又はその代理人は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面により銀行に届出するものとします。また、私の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に直ちに届出するものとします。 2. 私又はその代理人は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人が選任された場合には、直ちに任意後見監督人の氏名その他必要な事項を書面により銀行に届出するものとします。 3. 私又はその代理人は、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けた場合、又は任意後見監督人の選任がされている場合にも前2項と同様に届出するものとします。 4. 私又はその代理人は、前3項の届出事項に取消又は変更等が生じた場合にも同様に銀行に届出するものとします。 5. 私又はその代理人は、前各号の届出により、銀行から本取引を解約又は制限されても異議はないものとします。

第19条(報告及び調査) 1. 私は、銀行から担保の状況並びに私の信用状態について、資料の提供又は報告を求められたときは、直ちにこれに協力するものとします。 2. 私は、担保の状況、私の信用状態について重大な変化を生じたとき、若しくは生じるおそれのあるときは、直ちに銀行に報告するものとします。

第20条(反社会的勢力の排除) 1. 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等構成員又は特殊技能暴力団員等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、及び次の各号の何れにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたって該当しないことを確約します。(1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること (2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること (3)自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしておいて認められる関係を有すること (5)役員又は経営に実質的に関与している者(暴力団員等)と社会的に非難されるべき関係を有すること 2. 私は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。(1)暴力的な要求行為 (2)法的責任を超えた不当な要求行為 (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為 (4)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて銀行の信用を毀損し、又は銀行の業務を妨害する行為 (5)その他前各号に準ずる行為 3. 私が、暴力団員等若しくは前1項各号の何れかに該当し、又は前項各号の何れかに該当すると推定され、若しくは第1項の規定に基づき表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私の取引を継続することが不適切であると銀行が認めるときは、私は銀行から請求があり次第、銀行に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を返済します。 4. 前項の規定の適用により、私に損害が生じた場合であっても私は、銀行に対して何らの請求もできないものとします。又、銀行に損害が生じたときには、私はその損害賠償責任を負うものとします。

第21条(契約の変更) 1. 銀行は、民法第548条の4の規定に従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で私に周知したうえで、本契約を変更することができるものとします。 2. 前項にかかわらず、銀行は、変動金利の特約がある場合においては、別紙に記載された変動金利の特約の内容に基づいて表記利率を変更することができるものとします。**第22条(準拠法・合意管轄)** 1. 本契約並びに本契約に基づく(諸契約及び諸取引の契約準拠法は日本法とします。 2. 本契約に関し訴訟の必要がある場合には、訴訟等のいかなにかかわらず、銀行本店及び支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第23条(譲渡、買入の禁止) ローンカード及び通帳は譲渡、買入または貸与することはできません。

「ざ・カードローン(口座ありタイプ)」保証委託約款

委託者は株式会社福邦銀行(以下、「甲」という。))との当座貸越契約(カードローン)に基づく(債務の保証をアイフル株式会社(以下「乙」という。))に委託することにつき、次の各条項を確約します。

第1条(保証委託) 1. 委託者は、乙に、甲との間の表記の要項による当座貸越契約(カードローン)に基づく(債務の保証を委託します。 2. 前項の保証は、甲乙間の約定に基づいて行われるものとします。 3. 委託者は、本契約の締結にあたり必要となる法律上の手続を終了することを表明し、これを保証します。

第2条(保証料) 委託者が前条第1項の保証により借入をするときは、乙所定の保証料を甲乙間で定める支払方法に従って支払います。

第3条(担保の提供) 1. 委託者の資力ならびに信用等に著しい変動が生じたときは、直ちに乙に通知し、乙の承諾した連帯保証人をたてまたは相当の担保を差し入れること。 2. 乙に差し入れた担保は、必ずしも法定の手続によらず、一般に適当と認められる方法・時期・価格等により乙において処分できるものとします。

第4条(求償権の事前行使) 1. 委託者が、次の各号の一つに該当したときは、乙は第6条第1項の弁済前に求償権を行使することができるものとします。 仮差押、差押めもしくは競売の申立てを受けたとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てがあったとき、または清算の手続きに入ったとき、公租公課につき差押または保全差押を受けたとき、振出した手形・小切手・電子記録債権が不渡となったとき、委託者の保証の一部でも債務の一部でも履行を遅滞したとき、甲または乙に対する他の債務の一つでも期限の利益を喪失したとき、乙に対する住所変更の届け出を怠る等委託者の責に帰すべき事由によって、乙において委託者の所在が不明となったとき、その他債権保全のため必要とする相当の事由が生じたとき 2. 前項により求償権を行使する場合には、委託者は民法第461条に基づき抗弁権を主張しません。担保がある場合にも同様とします。

第5条(中止、解約) 1. 委託者が前条第1項の各号の一つに該当しまたは甲乙間の契約が解約されたときは、乙が委託者の同意なしに保証を中止または解約することができ、委託者はこれに異議を述べないものとします。 2. 委託者は、前項により乙から中止または解約されたときは、直ちに債務の弁済その他必要な手続きをとり、乙に負担をかけるものとします。

第6条(代位弁済) 1. 委託者が甲に対する債務の全部または一部の履行を遅滞したため、またはその他甲に対する債務の期限の利益を喪失したため、乙が甲から保証債務の履行を求められたときは、乙は委託者に対して何ら通知、催告を要せず、履行の方法、金額等について甲乙間の約定に基づいて弁済するものと、委託者はこれに異議を述べないものとします。 2. 乙の前項の弁済によって甲に代位する権利の行使に関しては、委託者が甲乙の間で述べた契約のほか、本契約の各条項が適用されます。

第7条(求償権の範囲) 乙が前条第1項の弁済をしたときは、委託者は、乙に対してその弁済額およびこれに対する弁済の日翌日から償還まで年14.6%の割合による遅延損害金ならびに弁済するにあたって要した費用その他の損害を償還します。この場合の遅延損害金は、1年は365日(閏年は年366日)とした日割計算によるものとします。

第8条(弁済の充当順序) 委託者の乙に対して弁済した金額が、本契約から生じる乙に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、乙が適当と認められる順序、方法により充当されても異議ありません。なお、委託者について、乙に対する複数の債務があるときも同様とします。

第9条(調査・報告) 1. 委託者の氏名、住所、電話番号、職業等の事項について変更があったときは、直ちに乙に対して書面により通知し、乙の指示に従います。 2. 委託者が前項の通知を怠ったため、乙が委託者から最後に届出のあった氏名、住所に宛てて通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときも通常到達すべき時に到着したものとみなします。 3. 財産・経営・業況等について乙から請求があったときは、直ちに乙に対して報告し、また乙の指示に従います。 4. 乙が委託者について、その財産、収入、信用等を調査し、委託者はこれに異議を述べないものとします。 5. 委託者の財産の調査について、乙が必要とするときは、乙を委託者の代理人として、市区町村の固定資産台帳等の公簿を閲覧することに同意します。 6. 委託者の所在地の調査について、乙が必要とするときは、乙を委託者の代理人として、住民票および戸籍謄抄)本を請求することに同意します。 7. 財産・経営・業況等について重大な変動が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、直ちに乙へ報告し、その指示に従います。 8. 乙の請求があるときは、本契約にかかる債務の履行につき、直ちに強制執行をかけるべき旨を記載した公正証書の作成に必要な手続きを行います。

第10条(費用の負担) 乙が第6条第1項の弁済によって取得した権利の保全もしくは行使または担保の保全、行使、もしくは処分を要した費用および本契約から生じた一切の費用は、委託者の負担とし、乙の請求により直ちに償還します。

第11条(借入約定) 乙の保証により甲と取引することについては、本契約のほか、委託者と甲の間で締結した当座貸越契約(カードローン)の各条項に従うものと、当座貸越契約(カードローン)の契約内容が変更されたときは、本契約の内容も当然に変更されるものとします。

第12条(契約の変更) 金融情勢の変化、その他相応の事由により、第1条第2項の契約内容について、その変更がなされたときは、変更後の契約が適用されることに同意します。

第13条(求償権の譲渡) 乙は、第7条に定める求償権を、委託者の同意なく、いつでも第三者に譲渡することができます。

第14条(債権裁判所の合意) 訴訟行為については、乙の本店所在地を管轄する簡易裁判所を以てて専属的合意管轄裁判所とします。